

東京医科歯科大学病院国際医療部規則

平成30年5月8日
規則第37号

(趣旨)

第1条 東京医科歯科大学病院国際医療部（以下「国際医療部」という。）については、東京医科歯科大学病院規則（平成16年規則第106号）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(目的)

第2条 国際医療部は、病院長の管理の下に、診療管理部門として、外国人患者受入体制の整備等を行うほか、国際的人材の育成を行い、世界における国際的医療のニーズに対応することを目的とする。

(業務)

第3条 国際医療部は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 外国人患者受入体制の整備及び研修等に関すること。
- (2) 外国人患者対応における通訳サービス及び予約調整等に関すること。
- (3) 国際的な外部組織との連携に関すること。
- (4) その他国際医療部の目的を達成するために必要な業務に関すること。

(職員及び職務)

第4条 国際医療部に、次の職員を置く。

- (1) 部長
 - (2) 副部長
 - (3) 教員
 - (4) その他必要な職員
- 2 部長は、大学院医歯学総合研究科又は本院に属する教授、准教授若しくは講師（特任教員を含む。）をもって充てる。ただし、病院長が認める場合にはその限りではない。
 - 3 部長は、病院長の命を受け、国際医療部の管理運営に当たる。
 - 4 副部長は、大学院医歯学総合研究科は本院に属する教員（特任教員を含む。）をもって充てる。ただし、病院長が認める場合にはその限りではない。
 - 5 副部長は、部長の職務を補佐する。
 - 6 教員は、部長の命を受け、業務を分掌する。
 - 7 その他必要な職員は、部長の命を受け、業務を分掌する。

(選考)

第5条 部長及び副部長の選考は病院運営会議の議を経て、病院長が決定する。

- 2 部長及び副部長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、部長及び副部長の任期の末日は、当該部長及び副部長を任命する病院長の任期の末日以前とする。
- 3 病院長は、部長及び副部長がその職務を十分に果たさず、病院運営に重大な支障をきたす場合には、病院運営会議の議を経て解任することができる。
- 4 部長又は副部長が任期途中で欠けた場合の後任の部長及び副部長の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 定年退職日が第2項の規定による任期の末日前である部長及び副部長の任期は、第2項の規

定にかかわらず、当該定年退職日までとする。

- 6 前項の適用を受けた者の後任の部長及び副部長の任期は、前任者に同項の規定の適用がないものとした場合の残任期間とする。

(雑則)

第6条 国際医療部の運営等について、必要がある場合には、本院に置く病院運営会議において審議する。

- 2 この規則に定めるもののほか、国際医療部の業務の実施に関し必要な事項は、部長が別に定める。

(その他)

第7条 この規則の改廃は、病院運営会議の議を経るものとする。

附 則

この規則は、平成30年5月8日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則 (平成30年9月20日規則第86号)

この規則は、平成30年9月20日から施行し、平成30年9月1日から適用する。

附 則 (令和3年9月22日規則第93号)

この規則は、令和3年10月1日から施行する。

附 則 (令和4年4月28日規則第87号)

この規則は、令和4年4月28日から施行し、令和4年4月1日から適用する。